

0. 美サイレント本山は、名古屋市条例違反（2020年3月23日）

以下の写真に示すように、美サイレント本山の駐車場は全てのスペースが、駐車時間で料金を取る駐車場で、美サイレントの住民が安定的に利用できる駐車場ではありません。

このことは、**共同住宅の戸数に応じて一定の数の駐車場の設置を求める**「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例（平成11年12月14日 名古屋市条例第4号）」に違反しています。（第13条（1）駐車場に関する事由）

名古屋市住宅都市局建築指導課への問い合わせでも、**明確な市条例違反との判断**でした。2020年3月23日現在、駐車場は写真の状態であり、市条例に適合するよう早急な改善を望みます。



（2020年2月11日）のHPでは、以下のように「違反？」としていましたが、名古屋市の判断が出ていますので、上記のように書き換えました。

名古屋市条例違反？（2020年2月11日）

現在の美サイレントの駐車場は名古屋市条例に違反している可能性があります

本山の環境と景観を守る会代表

辻本 誠